

石川、昭55不3、平6.11.8

決 定 書

申立人 X

被申立人 石川県知事 Y

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

本件申立人Xは、平成4年9月10日に死亡した。また、同人死亡の翌日から起算して6箇月以内に、本件申立てについて、承継の申出がなかった。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して、主文のとおり決定する。

平成6年11月8日

石川県地方労働委員会  
会長 中島史雄 ㊟